

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

平成14年12月19日

朝銀新潟信用組合

金融整理管財人 岡部孝作



金融整理管財人 勝見洋人



はじめに

当組合は、平成12年12月29日に金融再生委員会より金融再生法第8条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

我々金融整理管財人は、平成12年12月29日に選任されて以降、金融再生法の趣旨に則り、当組合の適切な業務運営に鋭意取り組んでまいりました。

我々金融整理管財人は、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につきまして調査の上、平成13年6月6日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書」を提出いたしましたが、その後の調査につきまして、現時点での状況を以下の通りご報告いたします。

I. 旧経営陣に対する民事、刑事上の責任追及について

我々金融整理管財人の最終目標である事業譲渡を早期に実現するためにも、旧経営陣の責任追及を行うことが最優先の課題であるとの認識から、従業員はもとより、組合員、さらに取引先商工人等の理解を得ながら精力的に調査に取り組んできた。

その経緯については以下の通りである。

1. 「経営責任解明委員会」の設置

当組合は、経営破綻の責任解明を行うため平成11年10月21日に当組合以外の第三者（弁護士、公認会計士）をメンバーとした「経営責任解明委員会」を発足させた。

平成12年12月29日我々金融整理管財人は着任と同時に「経営責任解明委員会」による調査結果につき再度検討を行い、平成13年3月6日、我々金融整理管財人の下に弁護士3名参加による責任追及作業を開始し、我々金融整理管財人と一体となって責任追及に取り組んできた。

2. 責任解明・追及に際しての基本方針

金融再生法第18条による民事及び刑事責任の解明とその責任追及を主眼に、預金保険機構等関係機関の意見を聴取しながら、弁護士である金融整理管財人が主担となって対応を行った。

その結果、以下の事案について旧経営陣等の責任を追及すべく民事訴訟の提起を行った。

3. 民事責任の追及について

①提訴日

平成13年11月2日

②提訴対象となった事案

茂村光男グループ、安潤基グループに融資した一部融資金5億円について、事業の倒産により、当組合にほぼ同額の損害を与えた賠償請求権、又、被告権濃美および黄君子に対する詐害行為の取消権について。

③提訴の趣旨、経営責任上の違法性について

(中企法第38条の2第1項、第42条、商法254条第3項、民法第644条)

- ・ 大口信用供与違反
- ・ 員外貸付の禁止規定違反
- ・ 安全性の原則違反

④被告

徐 一 根 (旧朝銀新潟信用組合理事長)

権 濃 美 (旧朝銀新潟信用組合理事長)

黄 君 子 (権 濃美的妻)

金 光 輝 (旧朝銀新潟信用組合副理事長)

⑤損害賠償請求額

徐 一 根 金 9千万円 (上記金額の内金として)

権 濃 美と金 光 輝は連帶して

金 1億4千万円 (上記金額の内金として)

黄 君 子は所有権移転登記の抹消登記手続

4. 刑事責任の追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第112条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律第10条）などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきたが、これまでのところ、刑事責任の追及に相当する事案を発見するには至っていないが、引き続き調査に取り組んできたところである。

II. 総括並びに今後の対応について

以上のように旧経営陣に対する責任追及は、「責任解明委員会」はもとより、預金保険機構特別業務部機動調査課、㈱整理回収機構と緊密な連携をとり、その指導も得て民事訴訟の提起を行った。

今まで5回の口頭弁論により、訴状・答弁書・準備書面等で陳述を行っている。今後、㈱整理回収機構への不良債権譲渡に伴い、㈱整理回収機構での調査において新たな事実が出てくる可能性もあり、その際㈱整理回収機構において民事及び刑事両面の追及が可能となるよう旧経営陣に対する損害賠償請求権を同機構に譲渡し、関係資料一切を引き渡す予定である。